

# 令和5年度御坊市人事行政の運営等の状況

御坊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第7条の規定に基づき、「令和5年度御坊市人事行政の運営等の状況」を公表します。

御坊市の職員定数、給料、手当や勤務時間などは、地方公務員法を基本に条例で定められています。このうち、給料・手当につきましては、人事院勧告を基本に、国・県や他の市町村などの職員、民間の給与などを考慮して、市議会の議決を経て定められています。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

令和5年4月1日職員数	令和5年4月2日～令和6年4月1日		令和6年4月1日職員数
	退職者数	採用者数	
307人	△14人	18人	311人

## 2. 職員の人事評価の状況

仕事の業績を「職務目標の達成度」や「仕事の成果」を把握した上で行われる業績評価と、職務目標への取組過程を職位・職種により把握した上で行われる能力・態度評価の両面から人事評価を実施しています。

区分	評価期間	対象者
業績評価	4月1日～翌年3月31日	全職員
能力・態度評価		

## 3. 職員の給与の状況

### (1) 1人当たりの支給額（令和5年4月1日現在）

平均給料月額	平均年齢
311,700円	41.8歳

### (2) 初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分	大卒	短大卒	高卒
一般行政職	196,200円	179,100円	166,600円

### (3) 手当制度の状況（令和5年4月1日現在）

手当名	支給額等
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給 ・配偶者 月 6,500円 ・子 月 10,000円（ただし、15歳～22歳の者は5,000円加算） ・その他 月 6,500円
通勤手当	通勤距離（片道）が2km以上の職員に支給 ・自家用車等で通勤する場合 月 2,000円～31,600円 ・交通機関を利用して通勤する場合 運賃相当額（上限55,000円）

住居手当	<p>借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給</p> <p>・借家等居住 家賃月額の約1／2（上限28,000円） (家賃月額が16,000円を超える場合に限る)</p>																											
管理職手当	<p>課長以上の管理職又は施設長に対して支給</p> <table border="1"> <tr> <td>部長・局長・所長</td><td>43,600円</td><td>4級園長</td><td>25,000円</td></tr> <tr> <td>課長・事務局長</td><td>35,500円</td><td>参考事</td><td>37,000円</td></tr> <tr> <td>5級館長・園長</td><td>27,600円</td><td>6級企画員</td><td>30,700円</td></tr> </table>				部長・局長・所長	43,600円	4級園長	25,000円	課長・事務局長	35,500円	参考事	37,000円	5級館長・園長	27,600円	6級企画員	30,700円												
部長・局長・所長	43,600円	4級園長	25,000円																									
課長・事務局長	35,500円	参考事	37,000円																									
5級館長・園長	27,600円	6級企画員	30,700円																									
超過勤務手当	<p>正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員にその勤務した時間数に応じて支給</p> <p>・当該職員の時間単価 × (1.25～1.6倍)</p> <p>※月60時間を超える超過勤務時間数については、超過勤務手当の割増支給又は代休のどちらかを選択することが可能</p>																											
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に3時間以上勤務した管理職に支給</p> <table border="1"> <tr> <td>部長・局長・所長</td><td>7,000円</td><td>4級園長</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>課長・事務局長</td><td>6,000円</td><td>参考事</td><td>6,000円</td></tr> <tr> <td>5級館長・園長</td><td>5,000円</td><td>6級企画員</td><td>5,000円</td></tr> </table> <p>(勤務時間が6時間を超える場合は、上記額に150／100を乗じて得た額)</p> <p>・週休日等以外（午前0時～午前5時までの間に勤務した管理職に支給）</p> <table border="1"> <tr> <td>部長・局長・所長</td><td>3,500円</td><td>4級園長</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>課長・事務局長</td><td>3,000円</td><td>参考事</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>5級館長・園長</td><td>2,500円</td><td>6級企画員</td><td>2,500円</td></tr> </table>				部長・局長・所長	7,000円	4級園長	4,000円	課長・事務局長	6,000円	参考事	6,000円	5級館長・園長	5,000円	6級企画員	5,000円	部長・局長・所長	3,500円	4級園長	2,000円	課長・事務局長	3,000円	参考事	3,000円	5級館長・園長	2,500円	6級企画員	2,500円
部長・局長・所長	7,000円	4級園長	4,000円																									
課長・事務局長	6,000円	参考事	6,000円																									
5級館長・園長	5,000円	6級企画員	5,000円																									
部長・局長・所長	3,500円	4級園長	2,000円																									
課長・事務局長	3,000円	参考事	3,000円																									
5級館長・園長	2,500円	6級企画員	2,500円																									
期末手当	<p>基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員に支給</p> <p>・6月期 期末手当基礎額 × 1.20月分 + 扶養手当除く基礎額 × 役職加算率 × 1.20月分</p> <p>・12月期 期末手当基礎額 × 1.25月分 + 扶養手当除く基礎額 × 役職加算率 × 1.25月分</p> <p>※期末手当基礎額 = 紙料月額+扶養手当 (役職加算額は、3級以上の職員に対し給料月額に加算 (3級5%)・(4・5級10%)・(6・7級15%) )</p>																											
勤勉手当	<p>基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員に支給</p> <p>・6月期 勤勉手当基礎額 × 1.00月分 + 勤勉手当基礎額 × 役職加算率 × 1.00月分</p> <p>・12月期 勤勉手当基礎額 × 1.05月分 + 勤勉手当基礎額 × 役職加算率 × 1.05月分</p> <p>※勤勉手当基礎額 = 紙料月額 (役職加算額は、期末手当と同様)</p>																											

( 4 ) 等級及び職制上の段階ごとの職員数 ( 令和 6 年 4 月 1 日現在 )

①行政職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は事務員の職務	59	22.1	主事	21	93	34.8	係員級
				技手	4			
				事務員	19			
				技術員	2			
				教諭	2			
				保健師	4			
				保育士	7			
				計	59			
2級	主査の職務	34	12.7	主査	29	103	38.6	係長級
				教諭	2			
				保育士	1			
				保健師	2			
				計	34			
3級	係長又は副主任の職務	56	21.0	係長	19	35	13.1	課長補佐級
				副主任	27			
				教諭	4			
				保健師	1			
				保育士	5			
				計	56			
4級	困難な業務を行う係長又は主任の職務	47	17.6	係長	22	32	12.0	課長級
				主任	3			
				教諭	4			
				保健師	1			
				保育士	3			
				栄養士	1			
				調理師	6			
				校務員	7			
				計	47			
5級	課長補佐又は企画員の職務	35	13.1	室長	3	4	1.5	部長級
				次長	2			
				課長補佐	14			
				室長補佐	2			
				センター長	1			
				園長	5	4	1.5	部長級
				企画員	3			
				専門技術員	3			
				保健師	1			
				保育士	1			
				計	35			
6級	課長又は困難な業務を行う企画員の職務	32	12.0	課長	17	4	1.5	部長級
				室長	1			
				所長	2			
				局長	2			
				統括保健師	1	4	1.5	部長級
				専門技術員	1			
				企画員	7			
				調査員	1			
				計	32			
7級	部長の職務	4	1.5	部長	3	4	1.5	部長級
				教育次長	1			
				計	4			
	合計	267						

②消防職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	8	18.2	消防士	8	19	43.2	係員級
2級	消防副士長の職務	2	4.5	消防副士長	2			
3級	消防士長の職務	9	20.5	消防士長	9			
4級	1 消防司令補の職務 2 困難な業務を行う消防士長の職務	7	15.9	消防司令補	7	19	43.2	係長級
5級	1 消防司令の職務 2 困難な業務を行う消防司令補の職務	12	27.3	消防司令	12			
6級	困難な業務を行う消防司令の職務	4	9.1	消防司令	4	4	9.1	課長補佐級
7級	1 消防司令長の職務 2 特に困難な業務を行う消防司令の職務	1	2.3	消防司令 消防司令長	1	1	2.3	課長級
8級	困難な業務を行う消防司令長の職務	1	2.3	消防司令長	1	1	2.3	部長級
合計		44						

③行政職再任用職員給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主査又は出先の長の職務	16	94.1	館長	2	16	94.1	係員級
				主査	14			
2級	部課長の職務	1	5.9	企画員	1	1	5.9	部課長級
合計		17						

#### 4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間

区分	勤務時間等
勤務を要する曜日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く、実質7時間45分勤務)
1週当たりの勤務時間	38時間45分(7時間45分×5日間)
年間総勤務時間	1898.75時間(38時間45分×52週間 - (7時間45分×休日等15日))

##### (2) 年次有給休暇の取得状況

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
6,434日	1,821日	173人	10.5日	28.3%

(3) 特別休暇の種類

種類	付与日数
公民権行使	必要と認められる期間
裁判員等出頭	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	5日以内
結婚	5日以内
不妊治療	5日以内
妊娠・産後の保健指導等	必要と認める時間
産前産後	出産予定日前6週間から産後8週間
生理	必要と認められる期間
妊娠中の職員の通勤緩和	1日1時間以内で必要と認められる時間
保育時間	1日2回各30分以内
配偶者の出産	2日以内
育児参加	5日以内
子の看護	5日以内
短期介護	5日以内
父母等の追悼	1日以内
服喪	1日～10日
夏季	3日
リフレッシュ	勤続年数20年・25年・30年でそれぞれ3日
天災被害及びそれに伴う生活必需品の確保	7日の範囲内で必要と認める期間
出勤困難	必要と認められる期間

5. 職員の育児休業に関する状況（令和5年度）

性別	育児休業 取得者	部分休業 取得者	育児短時間 勤務取得者	令和5年度中に新たに育児休業が取得可能とな った職員				育休 取得率 (%)
					うち育児休 業取得者	うち部分休 業取得者	うち育児短時 間勤務取得者	
男性 職員	0	0	0	8	2	0	0	25.0
	0	0	0					
女性 職員	3	0	0	7	7	0	0	100.0
	0	0	0					
計	3	0	0	15	9	0	0	60.0
	0	0	0					

(注) 取得者数欄の上段には令和4年度に新たに取得した者、下段には期間が前年度から引き続いている者の数を記入

## 6. 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和5年度）

処分内容		処分者数	処分事由
分限処分	免職	0	
	降任	0	
	休職	7	心身の故障
	降給	0	
	失職	0	
懲戒処分	免職	0	
	停職	0	
	減給	3	欠勤、不適切な事務処理 公務外非行、兼業の承認手続きを得るけ意
	戒告	2	監督責任
法外処分	訓告等	0	

## 7. 職員の服務の状況（令和5年度）

区分	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	0
信用失墜行為の禁止	0
秘密を守る義務	0
職務に専念する義務	0
政治行為の制限	0
争議行為等の禁止	0
営利企業従事制限	0

## 8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正に伴い、御坊市職員の退職管理に関する条例を制定し、平成28年4月1日から施行した。再就職情報について、退職者に届出をさせることとしている。

## 9. 職員の研修の状況（令和5年度）

区分	受講者数
和歌山県市町村職員研修協議会	120人
全国市町村国際文化研修所	3人
県主催研修（住家被害認定士養成研修）	0人
市主催研修（新規採用職員研修等）	593人

## 10. 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和5年度）

### （1）福利厚生制度に関する状況

区分	受診者数	内容等
総合検診	152人	30歳以上の職員の人間ドック・脳ドック
定期健診	144人	職員定期健康診断
合計	296人	

### （2）職員福利厚生会の事業内容

個人給付の内容	給付単価	件数	総額
人間ドック助成	1,050～3,000円	148件	387,571円
新規採用職員健康診断	8,780～18,610円	9件	87,790円

### （3）公務災害補償制度

区分	件数
公務災害	3件
通勤災害	0件